審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		社会福祉法人の合併	社会福祉法人の合併の認可				
根拠法令及び条項			社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)第49条第2項				
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)						
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)						
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)						
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)						
	社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)第49条第1項						
	※別添の社会福祉法(一部抜粋)参照						
審査基準 設定年月日		平成25年4月1日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
		設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含					
標準処理期間		む。)					
		■有 期間(請求があった日の翌月初日から起算して30日以内)					
		│ │□無(根拠:第5条におい	いて準用する第3条	第2項第 号に	こ該当)		
標準処理期間 設定年月日		平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		福祉部障がい福祉課(障害福祉に関する社会福祉法人に限定する)					
備考							

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)抜粋(合併手続)

- 第四十九条 社会福祉法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款 でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決が なければならない。
- 2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に、第三十二条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。